

# 北九州地区労連ニュース

2020年4月号 No. 162

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
 メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747  
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/  
 (リニューアルしました)

解雇・残業代未払い・パワハラ  
 あきらめずに電話して下さい  
 秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン  
**093-921-0747**  
 k\_roren@ybb.ne.jp

## 第91回中央ミーデーは開催！（おうちでミーデー参加を！）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け中央ミーデー実行委員会は、常任実行委員会・事務局合同会議等での議論を踏まえ左記のような「基本方針」を確認しましたのでご理解とご協力をお願い致します。

中央ミーデー実行委員会から文章が届いています。以下集会の運営内容は、

(1)全労連会館2階ホールをミーデー会場とし、ミーデー実行委員会及び集会スタッフのみとする。

(2)今回の第91回中央ミーデーは、①先人たちによって「ただかうミーデー」として継承されてきたミーデーの100年を祝い、同時に新たな世紀に向けたミーデーとして発展させていく、②新型コロナウイルス感染症拡大のもとで「雇用・営業を守るミーデー」として、政府に対し「自粛と補償」一体の大型補正予算実現、医療提供体制の拡充を求めて、内外に発信していく、この2点を位置づけていく。

(3)集会全体を大幅に短縮する。

(4)世界の労働者と連帯する

ミーデーとして、ミーデー当日以前にコンテンツ映像等の作成と配信、当日の集会のLIVE中継、SNS発信を強めていく。

(5)今回は中央集会参加型でなく、ミーデー当日、職場・地域で実情に応じた取り組みを計画し、Web等に発信してもらおうよう協力を要請していく。

※全労連のホームページ p://www.zenroren.gr.jpにミーデー特設ページがあります。

### 【第91回 福岡県統一ミーデーは…】

第91回ミーデーは今回の新型コロナウイルス対応のため集会は中止となりましたが、この重苦しい状況の中だからこそ、みんなつながり、一体感を持つ取り組みが必要と考え、すべての労働者が参加できる取り組みを行います。

Web上で一人一人の要求や夢を出し合う第91回ミーデー「e-May Day2020」の開催を、関係組合を含めた労働者へ呼びかけたいと思います。

イベント名は「e-May Day2020」とし、使用するハッシュタグとして、#May Day2020、#ミーデー2020、#ミーデー100年。

開催日時は、5月1日（金）12時から13時を中心とした休憩時間とします。

第91回ミーデーのスローガンは、

- ・ 8時間働いて普通に暮らせる賃金 働くルールの確立
- ・ なくせ貧困と格差 大幅賃上げ 底上げで景気回復と地域活性化
- ・ めざせ最賃1500円 全国一律最賃制の実現

参加方法は、自分自身の休憩時間にSNS（Twitter / Instagram）などを使用して自分の要求などをアップロードする。

目標は、トレンド入りを目指すため、1万以上のつぶやきをめざす。全国にも呼びかけていく。

### 雨あがり

昨年3月に講師を辞めて1年間無職。今年2月に、北九州市の会計年度任用職員になる校務員とスクール・サポート・スタッフの採用試験を受けるも、不合格。3月に県の講師に登録することに決め、京築教育事務所へ手続きをした。すると、次の日に事務所から電話連絡があり、即面接（早い！）。面接官からの最初の一言は「中学校の英語の常勤講師はどうですか？」「免許は持っていますか？」「小学校しか経験ありませんので」と断ると、「小学校の常勤講師はどうですか？」「担任とか毎日出勤するのは」とと流ると、「では、非常勤で小学校の英語の専科で！」ということになり、苅田町の小学校で週18時間（授業12時間）英語の専科教員として働くことになった。

しかし、新型コロナウイルス感染症防止のために現在学校は休校。職員には「英語の免許は持っていますが、ペーパーライバーです」と挨拶して、不安がらせたしまった？自分のパソコンがまだ用意されておらず、5、6年生のソフトのインストールも出来ない。北九以外の地で非常勤講師、小学校英語の専科、コロナウイルス対応など初めて尽くしの新年度。時給制なので、学校に行って仕事をしないと賃金が貰えない！（大）

# 第91回北九州統一メーデー 中止！

第91回北九州統一メーデー実行委員会（永富雅生議長）は、3月23日第1回実行委員会を開き、第91回北九州統一メーデーを5月1日（金）10時から小倉北区図書館横広場で開催することを満場一致で確認しました。



実行委員会には15団体21人が参加し、開会前に北九州のうたごえ堤さんの歌唱指導で、「全国一律最賃音頭」「インターナショナル」の2曲を元氣いっぱい会場に響かせた後、永富議長挨拶、その後永吉事務

局長が3月6日開催の事務局会議報告とこれからの取り組みについてレジメに基づいて提案。協議に入りました。

提案の内容は、①開催日程及び会場、②スタート集会について、③メーデー開催の意義と取り組み、④メーデースローガン（基本スローガン及びサブスローガン）、⑤メーデー財政、⑥運営要綱と役員体制、⑦参加目標と来賓、⑧これからの日程などについて詳しく説明があり、参加した実行委員から質問や意見が沢山出され、満場一致で確認されました。

## 第2回実行委員会

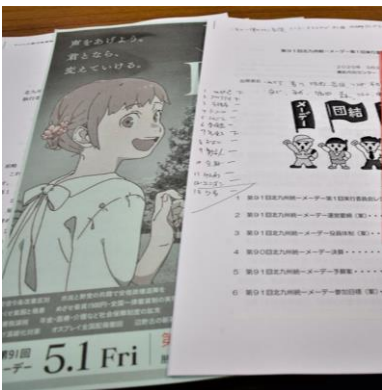
4月6日（月）18時30分から、第91回北九州統一メーデー実行委員会が開かれ16団体19人が参加しました。

実行委員会は、永富実行委員長が開会あいさつをおこない、実行委員会への報告・提案は永吉事務局長が行いました。

永吉事務局長は、コロナウ

イルス感染症が猛威を振るい、非常事態宣言が明日にも出される現状を踏まえ、「第91回北九州統一メーデー開催を断念するしかない。」と苦渋の方針（案）を提案しました。参加実行委員からは、様々な意見が出されましたが、最終的に事務局方針を受け入れ、第91回北九州統一メーデーの中止を確認しました。

コロナウイルス感染症対策や憲法改悪をあきらめていない安倍内閣の動向を見据え、実行委員会は継続して残り、引き続き取り組みを強めていくことが確認されました。



## 新生物流不当解雇撤回を求める 争議支援行動に参加しました

3月28日16時から、全国一般ユニオン支部新生物流サ―ビス分会の不当解雇撤回争議支援行動が八幡東区前田にある北九州低温輸送前の道路で開かれました。冷たい雨が降る中、ユニオン北九州、自治労全国一般、北九州共闘センター、郵政ユニオンなど、北九州地区労連など地域のたたかう仲間が沢山参加しました。

久しぶりに胸の高まりを覚えた支援集会でした。

支援集会は、ユニオン北九州の見口さんの司会で始まり、本村委員長から1月15日に突如の事業場閉鎖、整理解雇4要件を無視し、30人の従業員全員解雇を通告。ユニオン北九州に結集する3人の組合員は不当な解雇通告に抗議しストライキや就労闘争を続け、今回で10回の抗議、支援集会を決定していることなどわかりやすく詳しく報告がありました。

続いて支援者を代表して自



# 市議会公陳情

最低賃金全国一律1,500円以上の実現を求める

4月14日(火)10時か 山内委員と奥村委員長から質問・意見が出され、継続審議となりました。(写真は小倉タイムスから)

州共闘センターと北九州地区労連が3月議会に「最低賃金全国一律1,500円以上の実現を求める意見書の提出について」の口頭陳述が行われ、平和・労働・人権北九州共闘センター竹内議長と北九州地区労連永吉事務局長がそれぞれを代表して陳述を行いました。この行動は、2020年春闘で立場の違いを乗り越え共同行動が出来ないかと関係者が集まり協議した結果取り組まれたものです。



共闘の力で前進を!

陳情の中身は北九州での共同の広がりを感じさせるものでほぼ同趣旨の陳情となっています。委員会では、陳情に対する市としての意見を雇用政策課が述べた後、共産党の

今回の陳情は、共闘する会(仮称)の話し合いの到達点として実現したものです。共闘する会には、地区労連のほか北九州共闘、自治労全国一般、ユニオン北九州が参加しています。

# コロナ災害を乗り越える

## なんでも相談会

4月18日(土)19日(日)うしたらよいか。など労働に北九州社会保障推進協議会 かわる相談もありました。

が中心となって相談会が開かれました。この相談会は新型コロナウィルス感染症の影響による営業自粛などによって困っている方を対象に、弁護士、社会福祉士、労働問題の専門家などが無料で相談を受けるもので、全国で実施されています。

北九州地区労連からも安達副議長、永吉事務局長、道下地域ユニオン事務局長が参加しました。2日間で245件の相談が寄せられました。主なものは「生活保護受給者だが一律10万円はもらえるのか。もらった場合は所得とみなされて保護の打ち切りなどにつながるのではないか。」でした。もちろん自粛でアルバイトを首になった、どうしたらよいか。会社に来なくてよいと言われた、ど



**新型コロナウイルスを助ごう!**

- 手洗い**  
指の間、爪先、親指まで丁寧に。
- マスク**  
せきエチケットしよう。
- うがい**  
うがいやアルコール消毒をしましょう。

# 北九州ネット

## スタンディング宣伝

緊急事態宣言が出され外出自粛や3密を避けるよう呼びかけがある中、4月19日(日)14時から小倉駅前広

場で、平和をあきらめない北九州ネットからスタンディング宣伝の呼びかけがあり37人が参加しました。参加者は、「コロナに便乗した改憲反対!」「補償なくして自粛無し!」「自粛と補償はセットで!」「マスク2枚 舐めてんのか!」「生活保障が感染対策だ!」「止めよう!改憲発議!」「病院にマスクと資金援助を!」「イベントキャンセル!」「国の責任で補填を!」等を掲げて1時間スタンディング宣伝を行いました。



労働法コラム 第64回

# 仮眠時間は労働時間か？



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

対してあなたはどうか答えますか？

仮眠とはいえ、仕事をしておらず、寝ているのだから労働時間ではない、というのが一般的な感覚ではないでしょうか。

しかし、実際の裁判においては、多くの事例で仮眠時間の労働時間性が認められています。

労働時間の本質から遡って検討してみます。

1 労働契約の中にはいろいろな働き方があり、勤務時間と勤務時間の合間に仮眠をとるといったケースがあります。

深夜労働の場合や長時間労働の場合によくある労働形態ですが、相談を受けている中では、警備員、管理人、ホテルのフロント業務などがこれに当たるケースが多いように思われます。

2 では、業種を問わず、仮眠している時間は労働時間に当たると問われたことに

とができるか否かにより客観的に定まるものと考えられます。

では、これをひまえて、仮眠時間が、使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価できるでしょうか？

これに対する答えは一義的ではありません。

仮眠といっても色々なパターンがあるからです。

たとえば、①仮眠時間を定めてその時間はしっかり寝ることができ、途中で起きる必要がないというケースもあるでしょうし、②仮眠をとることは自由であるが、途中で対応の必要が生じた場合には対応しなければならぬというケースもあるでしょう。また、③の中でも、その対応の必要が生じる場合がほとんどないケースと頻繁に対応の必要が生ずるといふケースに分かれそうです。また仮眠の場所や服装によっても異なる得ます。

このように、事例ごとに検討を要しますが、最高裁は、「仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たる」とした上。仮眠時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれている」としております。

そして、ビルの警備員の事例について、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられており、実作業への従事がその必要が生じた場合に限り、その必要が生じていないと実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情も存しないから、本件仮眠時間は

全体として労働からの解放が保障されているとはいえず、労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価することができる（平成14年2月28日最小一判）として、仮眠時間を含めて労働時間と判断しました。

仮眠時間がある多くのケースでは、必要に応じて、仮眠中に窓口対応、電話対応させるためにあえて仮眠にしているはずですから（そうでない限り、労働終了）として帰宅させればよいはずですが、対応する必要がほとんどないというケースでない限り、労働時間に当たると考えて良いということになります。



このように、事例ごとに検討を要しますが、最高裁は、「仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たる」とした上。仮眠時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれている」としております。

そして、ビルの警備員の事例について、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられており、実作業への従事がその必要が生じた場合に限り、その必要が生じていないと実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情も存しないから、本件仮眠時間は